

# 町県民税 所得税の申告が始まります

今年も町県民税、所得税の申告時期となりました。申告の準備はお済みですか。申告は、所得の状況を最も知っているあなた自身が、所得と税額を正しく計算して納税する大切な手続きです。申告書を自分で作成して期限内に必ず提出してください。

■問い合わせ先 税務課住民税係 ☎(48)1111 (内220・302・305)

## 所得税の確定申告が必要な方

平成25年中に各種の所得がある次のような方は、確定申告をしてください。

- ▽営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険金など）、配当所得、土地建物や株式等の譲渡所得などがある方で、平成25年中の所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- ▽給与所得者で収入金額が2,000万円を超える方
- ▽一カ所から給与を受けている給与所得者で、給与や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ▽二カ所以上から給与を受けている給与所得者で、主たる給与以外の給与収入の合計額が20万円を超える方

## 確定申告をすれば税金が戻る方

確定申告の必要がない方でも、次のような方は、確定申告をすることで所得税の還付が受けられる場合があります。

- ▽給与所得者や年金所得者で、雑損控除、医療費控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除などの控除を受けようとする方
- ▽中途退職をしたことなどにより、年末調整を受けていない方

## 公的年金等の収入がある方

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありませんが、所得税が還付になる場合は確定申告をすることもできます。確定申告をする場合は、公的年金等の収入金額とその他の所得金額を合わせて申告する必要がありますのでご注意ください。

医療費控除や生命保険料控除などがある方は、確定申告の必要はなくても、町県民税の申告を行うことで住民税額を少なくすることができます。

## 平成25年度所得税の主な改正点

- 平成25年分の確定申告から、所得税と復興特別所得税（その年の基準所得税額の2.1パーセント）を併せて申告・納付することになりました。
- その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。
- 給与所得者の特定支出控除制度の特例が改正されました。
- 住宅借入金特別控除の適用期限が、平成29年12月31日まで4年間延長されました。
- 電子証明書等特別控除が平成24年分をもって廃止されました。

## 町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告が必要ない方で、平成26年1月1日現在町内に住んでいる次のような方は、町県民税の申告をしてください。

- ▽営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方
- ▽給与所得者で、給与以外の所得がある方
- ▽給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されなかった方
- ▽昨年中に収入がない、もしくは非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみで、どなたの扶養にもなっていない方

## 申告書の送付について

昨年の申告内容を参考に、申告が必要と思われる方へ1月下旬に、町県民税の申告書を役場が送付します。（確定申告書については、半田税務署にお尋ねください。）

申告が必要なのに申告書が届かなかった方や新たに申告が必要になった方のため、申告会場では申告書を用意しています。